

栃木県建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県が執行する建設工事の請負及び建設工事関連業務の委託を電子入札システムを使用して行う競争入札（以下「電子入札」という。）に付する入札手続きにおいて、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号。以下「財務規則」という。）及び栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請書、入札書の提出及び受理並びに落札者の決定までの一連の事務を電子計算機（以下「コンピュータ」という。）とインターネットを利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 入札情報システム（PPI）

インターネットを利用して入札情報を公開する電子情報処理組織をいう。

(3) 紙入札

書面により入札書を提出する入札をいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(5) 開札予定日時

入札公告に示した開札日時及び指名通知に示した開札予定日時をいう。

(6) 開札日時

開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時をいう。

(7) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

(対象となる入札)

第3条 電子入札の対象となる入札は、環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局（以下「対象部局」という。）が発注する次に掲げるものとする。ただし、緊急を要する場合等、電子入札の手続きによることが特に困難と認める場合は、この限りではない。

(1) 全ての建設工事に係る競争入札

(2) 全ての建設工事関連業務委託に係る競争入札

(電子署名及び利用者登録)

第4条 電子入札に参加する者が電子入札システムにより入札書等の提出をする場合は、あらかじめ利用者登録をしたICカードにより電子署名を付して行わなければならないものとする。

2 電子入札に参加しようとする者からICカードの利用者登録の申請があった場合は、その内容を審

査した上で承認するものとする。

(電子入札の周知)

第5条 本庁の入札執行課長又は出先機関の長（以下「入札執行者」という。）は、電子入札により入札を行う場合は、次の方法により電子入札である旨の周知を行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札公告にその旨を明示する。
- (2) 指名競争入札の場合は、入札の通知（以下「入札通知」という。）を電子入札システムにより行う。

(競争参加資格確認申請書等の提出)

第6条 入札執行者は、一般競争入札にあつては、競争参加資格確認のための書類を電子入札システムにより電子媒体（以下「電子ファイル」という。）で提出させるものとする。ただし、電子ファイルのデータ容量が著しく大きい等、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、書面による提出を認めるものとする。

- 2 前項の場合において、一般競争入札に参加を希望した者の競争参加資格を確認した場合は、電子入札システムにより競争参加資格確認の通知をするものとする。

(入札の通知)

第7条 入札執行者は、指名競争入札にあつては、電子入札システムにより入札通知を行うものとする。

- 2 前項の入札通知を行う場合は、入札条件書等については閲覧（貸与）用設計図書に編綴し明示するものとする。

(予定価格等の登録)

第8条 入札執行者は、開札時に予定価格（入札書比較金額）を電子入札システムに登録するものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして入札を行う場合は、電子入札の周知を行う際に当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 入札執行者は、次に掲げる金額のいずれかを設定した場合は、開札時に電子入札システムに登録するものとする。
 - (1) 低入札調査基準価格（入札書比較金額）
 - (2) 最低制限価格（入札書比較金額）

(入札書の提出)

第9条 入札執行者は、入札参加者に電子入札システムにより入札書を提出させるものとする。

- 2 入札執行者は、前項に定める入札書の提出期限をあらかじめ定めるものとする。
- 3 第1項に定める入札書は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに到達したものとみなすものとする。
- 4 第1項の規定により提出された入札書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

(紙入札)

第10条 入札執行者は、特に必要と認めた場合は、事前に紙入札の承諾をした上で入札書等を書面により提出させることができる。

- 2 前項の場合において、入札執行者は紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）

に対して、あらかじめ指定した日時にあらかじめ指定した場所において書面により入札書を提出させるものとする。

3 前項の規定により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(工事費内訳書等の取扱い)

第11条 入札執行者は、入札参加者に工事費内訳書又は委託費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)は、電子入札システムにより入札書の提出とともに電子ファイルで提出させるものとする。

2 工事費内訳書等の確認は、原則として入札執行後に行うものとする。

3 紙入札者にあつては、電子入札の入札書提出期限までに、指定した場所に工事費内訳書等を持参(特定調達契約案件にあつては、郵送も可)させるものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札執行者は、入札参加者が当該入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出させるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出させることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項の規定による提出期限までに同条第3項の記録が確認できなかった場合は、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなすものとする。

(開札)

第13条 入札執行者は、あらかじめ定めた場所において開札を行うものとする。

2 入札執行者は、紙入札者がいる場合は、はじめに紙入札者の入札書を開札して入札書記載金額を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札の開札を行うものとする。

3 入札執行者は、開札予定日時又は変更後の開札予定日時(以後、「開札予定日時等」という。)に達したときは、遅滞なく開札を行うものとする。ただし、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害、談合情報、その他やむを得ない事情により開札予定日時等に達したときに開札することが困難と判断した場合には、開札を遅らせることができるものとする。ただし、この場合であっても、開札日時は開札予定日時から起算して14日を過ぎることはできない。

4 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札のあった場合等、必要と認める事項を、電子入札システムにより入札参加者へ通知するものとする。

5 入札執行者は、電子入札システムにより執行した入札において、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることなく開札できるものとする。

ただし、電子入札システムにより入札した者が開札時の立ち会いを求めた場合は、これを認めなければならない。

(入札の無効)

第14条 財務規則第156条及び執行規則第7条の規定によるもののほか、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札を無効とする。

(1) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。

(2) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき(ただし、入札執行者が承諾した場合を除く。)

(3) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。

(4) 開札日時(開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時)

において有効期限を過ぎる I C カードを使用して行った入札。

(落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより落札者の決定の登録を行った上で、速やかに電子入札システムにより落札者の決定の通知をするものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により落札者の決定の通知をするものとする。

(落札者の決定の保留)

第16条 入札執行者は、次に掲げる場合は落札者の決定を保留し、別に定めるところにより審査等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、開札後に競争参加資格の審査を行う場合
- (2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行う場合
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合
- (4) その他必要と認められる場合

2 前項により落札者の決定を保留する場合は、原則として次に掲げる事項を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、談合情報対応事務処理要領に基づき落札者の決定を保留する場合は、(1)及び(2)は通知しないものとする。

- (1) 最低価格入札者名
- (2) 最低価格入札者の入札書記載金額
- (3) 落札者の決定を保留した理由等

3 紙入札者にあつては、前項各号に掲げる事項を口頭により通知するものとする。

(電子くじの実施)

第17条 入札執行者は、落札者となるべき者が2者以上ある場合(総合評価落札方式を適用した案件を除く。)は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の取止め)

第18条 入札執行者は、入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとする。

(障害時の対応)

第19条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定日時等を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(入札情報の公表)

第20条 入札情報システムにおいて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象部局における建設工事の発注見通しに関する事項
- (2) 対象部局における入札公告、入札予定及び入札結果に関する事項
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿に関する事項

(4) 指名停止を受けた者に関する事項

(運用の基準)

第21条 電子入札の運用に関する基準については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日から適用する。
- 2 この要領の適用前に入札公告又は入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。